

# 規制改革実施計画

平成 29 年 6 月 9 日  
閣 議 決 定

## 目 次

<b>I 共通的事項</b> .....	<b>1</b>
1. 本計画の目的.....	1
2. 本計画の基本的性格.....	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方.....	1
4. 改革の重点分野.....	2
5. 規制改革ホットライン.....	2
6. 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）.....	2
7. 計画のフォローアップ.....	2
<b>II 分野別実施事項</b> .....	<b>3</b>
1. 行政手続コストの削減.....	3
(1) 規制改革の観点と重点事項.....	3
(2) 個別実施事項.....	3
2. 農林水産分野.....	4
(1) 規制改革の観点と重点事項.....	4
(2) 個別実施事項.....	4
① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立.....	4
② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革.....	5
③ 農協改革の着実な推進.....	5
④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革.....	6
⑤ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進.....	6
⑥ 漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実.....	6
3. 人材分野.....	7
(1) 規制改革の観点と重点事項.....	7
(2) 個別実施事項.....	7
① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり.....	7
② 転職して不利にならない仕組みづくり.....	7
③ 安心して転職できる仕組みづくり.....	7
4. 医療・介護・保育分野.....	8
(1) 規制改革の観点と重点事項.....	8
(2) 個別実施事項.....	8
① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善.....	8
② 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現.....	9
③ 介護サービス供給の在り方の見直し.....	11

④ 介護事業の展開促進・業務効率化の促進	12
⑤ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	12
⑥ 新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	14
⑦ 機能性表示食品制度の改善	14
⑧ 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し	15
⑨ 金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知	16
5. 投資等分野	17
(1) 規制改革の観点と重点事項	17
(2) 個別実施事項	17
① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化	17
② 官民データ活用	19
③ IT時代の遠隔診療	21
④ IT時代の遠隔教育	22
⑤ 日影規制の見直し	22
⑥ 電波周波数の調整・共用	23
⑦ 次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し	24
⑧ その他	28
6. その他重要課題（インバウンド支援等）	30
(1) 規制改革の観点と重点事項	30
(2) 個別実施事項	30
① ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革	30
② 地方の需要に応える貨物運送事業規制改革	31
③ 第二種運転免許受験資格	32
④ 旅館業に関する規制の見直し	33
⑤ 地方における規制改革	33
⑥ 労働基準監督業務の民間活用等	34

# 規制改革実施計画

〔平成 29 年 6 月 9 日〕  
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を平成 28 年 9 月に設置した。

規制改革推進会議においては、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、平成 29 年 5 月 23 日に「規制改革推進に関する第 1 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

## 記

### I 共通的事項

#### 1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

#### 2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する第 1 次答申」により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

#### 3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革の意義としては、

- ①経済環境の変化に適応したイノベーションを促す
- ②新製品・新サービスを国民が享受できるようにし、選択肢を増やす
- ③企業の創意工夫を活かす環境整備を行い、生産性を高める
- ④全ての人々が能力を発揮できる社会が実現されるよう、多様な働き方や労働移動を支える仕組みを整える
- ⑤地域経済活性化の阻害要因を取り除く

等が挙げられる。

しかし、長年にわたって解決の方向性を見いだせずにいる、いわゆる岩盤規制が存在していることも事実である。また、ICTを始めとした技術革新が急激に進む中で、より簡便で効果のあるルール作りに向けた改革は急務である。

規制は、公権力によって国民や企業の経済活動等を制限する仕組みであり、その根拠は常に批判的に検証され、国民に対する十分な説明がなされなくてはならない。すなわち、「根拠に基づく政策立案（Evidence Based Policy Making）」が最も強く求められる政策分野である。このことを十分に踏まえつつ、規制改革を推進していく。

#### 4. 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革推進に関する第1次答申」を踏まえ、「行政手続コストの削減」、「農林水産」、「人材」、「医療・介護・保育」、「投資等」及び「その他重要課題（インバウンド支援等）」を改革の重点分野とする。

#### 5. 規制改革ホットライン

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、内閣府に設置している「規制改革ホットライン」により常時受け付け、迅速に対応する。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討を要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革推進会議に報告する。更に精査・検討を要するものについては、規制改革推進会議において、必要な精査・検討を行う。

#### 6. 規制所管府省の主体的な規制改革への取組（規制レビュー）

規制レビューは、規制所管府省自身が主体的・積極的に規制改革に取り組む仕組みとして、平成26年6月の規制改革実施計画に基づいて構築された。

規制の見直しに終わりではなく、不断の取組が求められるところ、今後とも、規制レビューを通じて、規制所管府省自らによる規制改革の取組を推進する必要がある。

#### 7. 計画のフォローアップ

内閣府及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、平成30年度末時点で整理し、公表する。

## II 分野別実施事項

### 1. 行政手続コストの削減

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、事業者の生産性向上を後押しするため、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化及び IT 化を一体的に推進し、行政手続コストを削減する。

#### (2) 個別実施事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的推進（行政手続コストの削減）	各府省は、行政手続簡素化の 3 原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」及び「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを 2020 年までに 20%削減すること等を内容とする「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）に沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。その際、府省間の連携が必要な取組についても積極的に対応する。また、行政手続部会は、行政手続部会取りまとめに沿って、各府省の取組についてフォローアップを行い、行政手続コストの削減に引き続き取り組む。	取組期間は平成 31 年度まで（事項によっては平成 33 年度まで）	全府省

## 2. 農林水産分野

### (1) 規制改革の観点と重点事項

競争力ある農林水産業を実現し、従事者の所得向上を図るとともに、消費者の多様なニーズに応える観点から、①生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立、②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革、③農協改革の着実な推進、④農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革、⑤林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進、⑥漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実について、重点的に取り組む。

### (2) 個別実施事項

#### ① 生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化に向けた取組の法制化	<p>a 平成 28 年 11 月に策定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、農業競争力強化支援法案を提出する。</p> <p>b 農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号) 施行後の運用に当たっては、以下の諸点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業資材事業及び農産物流通等事業に係る事業環境の整備が着実に行われること。</li> <li>・ 農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編又は事業参入の促進が適切に図られること。</li> <li>・ 農業資材の調達及び農産物の出荷等に関し、価格等必要な情報の入手の円滑化のための具体的措置が講じられること。</li> <li>・ 農産物の直接販売の促進、品質等についての適切な評価のための具体的施策が講じられること。</li> </ul>	<p>a: 措置済み</p> <p>b: 平成 29 年度措置</p>	農林水産省 経済産業省
2	農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検	<p>a 農業競争力強化支援法に基づき、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行った上で、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について検討する。</p> <p>b 農業取締法(昭和 23 年法律第 82 号)等各種法制度や法律に拠らない業界団体による自主的な規制を含めたあらゆる規制・制度に関する総点検を速やかに行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成 29 年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。</p> <p>d 農業機械化促進法(昭和 28 年法律第 252 号)及び主要農作物種子法(昭和 27 年法律第 131 号)を廃止する法律案を提出する。</p>	<p>a: 平成 30 年度上期までに調査を実施、これを踏まえた施策について平成 31 年度上期までに検討、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b: 平成 31 年度上期措置</p> <p>c: 平成 29 年検討・結論</p> <p>d: 措置済み</p>	農林水産省 経済産業省

## ② 牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	加工原料乳生産者補給金制度の改革	a 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定生乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所要の改正法案を提出する。 b 上記の制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする、部分委託の場合当たり的な利用を認めないルールとすること等に留意する。	a: 措置済み b: 平成29年度措置	農林水産省
4	条件不利地域への対応	条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築する。	平成29年度措置	農林水産省

## ③ 農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	農協改革の着実な推進	a 全農が生産資材の購買事業の見直し・農産物の販売体制強化等を盛り込んで策定した新たな年次計画の実施状況を含め、「農協改革集中推進期間」にあるJAグループの自己改革の進捗状況をフォローアップし、真に農業者のための改革が実現するよう促す。特に、「農業競争力強化プログラム」において「全農の生産資材の買い方」及び「全農の農産物の売り方」として記載された諸点について、確実かつ計画的に履行されるよう促す。 b 地域農協組織においても、農産物の有利販売やこれと結びついた営農指導と、生産資材の有利調達とに重点を置いた事業運営へと転換するとともに、事業利用の強制をしないなど、平成27年改正農協法の趣旨に即した事業運営を徹底するなど、自己改革を促す。 c 上記のほか、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の着実な実施」を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促し、進捗状況をフォローアップする。	平成29年度以降、継続的に措置	農林水産省



④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進	農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績等を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）の施行後 5 年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方の見直しに合わせて着実に実施する。	平成 29 年検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省
7	農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制	過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、No. 6 の農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。	平成 29 年検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省
8	農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進	農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）における取扱いについて検討する。	平成 29 年検討開始、結論を得次第速やかに措置	農林水産省

⑤ 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化する方策や、これを補完するために市町村等が担う公的仕組みとその持続可能な実効を担保する財源を含めた枠組みについて、検討し、結論を得次第、速やかに、所要の規制・制度改革を実施する。	平成 29 年検討・結論。結論を得次第速やかに措置	農林水産省

⑥ 漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実	数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を開始し、早急に結論を得る。	平成 29 年検討開始、平成 30 年結論。結論を得次第速やかに措置	農林水産省

### 3. 人材分野

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

働き手一人一人が自らの能力を最大限発揮できる環境を整備し、日本経済全体の生産性向上を図る観点から、①転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり、②転職して不利にならない仕組みづくり、③安心して転職できる仕組みづくりについて、重点的に取り組む。

#### (2) 個別実施事項

##### ① 転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ジョブ型正社員の雇用ルール確立	平成 29 年公表の実態調査の結果を踏まえ、関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
2	職業紹介事業を行う場合における行政手続の簡素化	特別の法律により設立された法人が職業紹介事業を行おうとする場合の提出書類につき、その精査を行い、簡素化を進める。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

##### ② 転職して不利にならない仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」（平成 29 年 1 月 26 日規制改革推進会議）の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針（平成 20 年厚生労働省告示第 108 号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 21 年厚生労働省告示第 509 号）を改正し、a. 入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b. 年次有給休暇の付与日数が 20 日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c. 仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 改正指針の施行後、2 年を目途に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始 調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論	厚生労働省

##### ③ 安心して転職できる仕組みづくり

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	使用者の労働法知識向上の促進	使用者が基本的な労働法の知識を十分に得るための方策について、幅広く検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

#### 4. 医療・介護・保育分野

##### (1) 規制改革の観点と重点事項

国民が必要とする医療・介護サービスを最大限、効果的・効率的に提供し、また、「新・三本の矢」の「夢をつなぐ子育て支援」（待機児童解消など）・「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロなど）の実現に資する観点から、①介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善、②介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現、③介護サービス供給の在り方の見直し、④介護事業の展開促進・業務効率化の促進、⑤社会保険診療報酬支払基金に関する見直し、⑥新医薬品の14日間処方日数制限の見直し、⑦機能性表示食品制度の改善、⑧保育所等の利用に要する就労証明書の見直し、⑨金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知について、重点的に取り組む。

##### (2) 個別実施事項

###### ① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し	介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職（ケアマネジャー等）向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省
2	情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加	利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、平成30年度上期措置	厚生労働省
3	情報公表システムの周知	介護サービス情報公表システムが、介護が必要になった場合に適切なタイミングで認知されるよう、要介護認定及び要支援認定の結果通知書に当該システムのURLを記載するよう地方自治体に促すなど、周知方法を検討し、地方自治体の協力を得ながら周知する。	平成29年度上期措置	厚生労働省
4	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。	a: 平成29年度検討・結論 b: 平成29年度措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。 b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。 c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。	a, b: 平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置 c: 平成 30 年度措置	厚生労働省
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。 b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)	a: 平成 29 年度措置、義務化は平成 30 年度から実施 b: 平成 30 年度措置	厚生労働省
7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関（評価調査者）の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み	厚生労働省
9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書（書籍）やパンフレットを作成する。	平成 29 年度措置	厚生労働省

## ② 介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知	介護保険サービスと保険外サービス（以下「両サービス」という。）の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記 a～c についての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）を発出し、周知を図る。 a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No. 11 の a 参照） b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備（No. 12 参照） c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化（No. 14 参照）	平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度上期中に速やかに措置	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等	訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、 a 両サービスの組合せに係る現行のルール の整理（両サービスの連続的な提供に係る ルールの明確化を含む。）について検討し、 結論を得る。 また、 b 両サービスの同時一体的な提供の在り方 について、下記のような課題を踏まえて 検討する。 ・ 自立支援・重度化防止の阻害のおそれ ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ ・ 適正な保険給付を担保するサービスの 区分 ・ ケアマネジャーなどによる適切な マネジメント	a : 平成 29 年度検討・結論 b : 平成 29 年度検討開始	厚生労働省
12	通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現	通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、 下記の a~c について検討し、結論を得る。 a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な 保険外サービスの提供に係る関係法令の 解釈の明確化 b 通所介護サービスを提供中の利用者 に対し、保険外サービスを提供する場合の ルールの在り方 c 保険サービスを提供していない日・時間 帯における、事業所の人員・設備を活用 した保険外サービスの提供や、同一事業所 内に両サービスの利用者が混在する場合の サービスの提供に係る現行のルールの整理	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省 国土交通省
13	保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方	特定の介護職員による介護サービスを受け るための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に 介護サービスを受けるための時間指定料と して利用者の自費負担による上乗せ料金を 徴収することについて、利用者保護などの 多くの課題や論点の整理を行う。	平成 29 年度整理開始	厚生労働省
14	利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化	法定代理受領サービスでない指定サービス を利用者の自費負担により提供する際に、 その利用者から支払を受ける利用料の額と、 法定代理受領サービスである指定サービス に係る費用の額の間、不合理な差額を設け てはならないことについて、不合理な差額 の解釈を明確化する。	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省

③ 介護サービス供給の在り方の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	介護保険事業(支援)計画におけるニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策	第7期介護保険事業計画・介護保険事業支援計画に向けた国の基本方針に、地方自治体と同計画において、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設などの各種介護サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策を定めるよう努めるべきことを記載する。	平成29年度措置	厚生労働省
16	介護保険事業(支援)計画における特定施設のサービス量の見込みの実態把握	利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう厚生労働省が地方自治体に通知(『『(確定版)介護保険事業計画用ワークシート』の配布について』(平成26年7月3日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡))した後、第7期介護保険事業(支援)計画の策定に当たって、見込量の推計における的確なニーズの把握等について、改めて地方自治体に周知し、国としてもこれを支援するとともに、地方自治体が特定施設等のサービス量をどのように見込んだかにつき、調査し、結果を公表する。	平成30年度上期措置	厚生労働省
17	介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化	地方自治体が独自に実施する介護事業者の選定のための公募について、各地方自治体において公平性及び透明性を確保するため、公募の受付期間や介護事業者選定に関する以下のような留意点を明確化し、地方自治体に周知する。 a 選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担にも配慮すること。 b 公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること。 c 選考過程及び結果を公表すること。	平成29年度措置	厚生労働省
18	福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定に関する通知	福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知(「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」(平成26年9月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知))の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知する。	平成29年度措置	厚生労働省

④ 介護事業の展開促進・業務効率化の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の事業展開上の支障となる規制の見直し	定期巡回・随時対応型訪問介護看護における日中のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員の兼務や小規模多機能型居宅介護における登録者以外の者に対する訪問サービスの提供を可能にするための適否について、平成30年度介護報酬改定の議論の際に検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省
20	介護報酬体系の簡明化	介護事業者や保険者等の事務負担軽減を図るとともに、利用者及び家族がサービスを主体的に選択できる状態を実現するため、利用者にとって必要なサービスが提供されるべきことに配慮しつつ、介護報酬体系の簡明化に向けた議論を行い、結論を得る。	平成29年度検討・結論	厚生労働省
21	社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し	社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となる際の所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	厚生労働省
22	福祉医療機構の役割が民業補完であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し	独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補完であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	厚生労働省

⑤ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	機能ごとに分解可能なコンピュータシステムの構築	社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。 a 「支払基金業務効率化計画・工程表」に、支払基金の次期コンピュータシステムにおいて、支払基金が担っている業務を機能ごとに分解し、それぞれの分解された単位（以下「モジュール」という。）を標準的な方式を使って組み合わせることによって、最適な全体システムを作り上げていく設計方式（以下「モジュール化」という。）を採用するとともに、以下の要件を満たすことを盛り込む。 ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査結果の受付、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式（インターフェース）を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組み	a:平成29年上期結論 b:平成29年度検討開始、結論を得次第措置、平成32年度までに実施	厚生労働省

		<p>みとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプトの入カミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。</li> <li>・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。</li> <li>・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。</li> <li>・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに独立して構築されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。</li> <li>・コンピュータシステムの構築に当たっては、府省横断的に IT システムの企画立案に関与する政府 C I O と連携し、その評価を受けながら推進すること。</li> </ul> <p>b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。</p>		
24	支部の集約化・統合化の推進	支部の集約化・統合化の実現に向けて、引き続き検討を進め、結論を得る。	平成 29 年検討・結論	厚生労働省
25	審査の一元化に向けた体制の整備	<p>審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について検討を進め、結論を得る。</p> <p>a 審査委員会の審査内容について見える化を行い、地域における具体的な差異の内容を把握する。また、審査委員の利益相反の懸念を無くすため、徹底的な取組を進める。</p> <p>b データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する。</p>	平成 29 年検討・結論	厚生労働省



⑥ 新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	新医薬品の 14 日間処方日数制限の見直し	新医薬品の処方日数制限について、現行の 14 日間よりも長い日数制限とすることを含めた具体的な見直し案の選択肢を検討し、結論を得る。その際、患者の利便性に加えて、副作用の早期発見など、安全性確保に留意する。	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省

⑦ 機能性表示食品制度の改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
27	運用改善目標の設定及び目標を実現する工程表の策定・公表	機能性表示食品の届出手続について、事業者が書類提出後、事業者に対して不備指摘が行われるまでの所要日数について、運用改善目標を設定し、それを実現するための工程表を策定し、公表する。	平成 29 年度上期検討・結論・措置	消費者庁
28	届出書類の簡素化	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日消費者庁食品表示企画課長通知）に定める届出書類について、簡素化目標を設定する。その上で、関係者と連携の上、各書類の必要性及び申請者の負担などを考慮して簡素化の具体策を検討し、同ガイドライン及びデータベースへの反映などの措置を講ずる。	平成 29 年度上期に簡素化目標の設定、平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置	消費者庁
29	業界団体等との連携強化を通じた機能性表示食品届出手続の運用改善	機能性表示食品の届出手続について、以下 a～d の取組を含む業界団体等との連携強化を通じて、届出手続の迅速化・効率化を実現する。 a 事業者からの質問の集約や事業者への情報発信を行う業界団体等の機能を活用するため、業界団体等と消費者庁との間で情報共有などの連携強化を図る。 b 業界団体等からの質問・相談等に対応するため、専門窓口を消費者庁に設置する。 c 業界団体等による点検を経た届出書類について、消費者庁での確認作業が迅速に進む仕組みを構築する。また、機能性表示食品の届出に当たり業界団体等を利用することができることについて、消費者庁のホームページなどで周知し、促進する。 d 届出済の機能性表示食品に軽微な修正を施したのみの場合は、軽微修正の基準を明確にした上で、迅速な手続を実現する。	a, b: 平成 29 年上期検討・結論・措置 c, d: 平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置	消費者庁
30	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の見直し及び Q & A の策定・周知	業界団体と連携の上、事業者から問合せの多い事項などを反映するなど、ガイドラインを分かりやすく見直す。あわせて、届出書類において不備の多い事項などをまとめた Q & A を策定し、消費者庁ホームページ等で周知する。	平成 29 年検討・結論・措置	消費者庁

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進	農業協同組合など関係者に対するヒアリングを行い、生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論、平成 30 年度措置	消費者庁 農林水産省
32	18 歳及び 19 歳の者を含むデータを届出資料として利用するための条件の周知	臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に 18 歳及び 19 歳の者を含むデータを届出資料に記載する場合、それらの者を含むことの妥当性も合わせて記載されていればよいこととされているが、そのことを周知するとともに、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び新たに作成する Q & A に反映する。	平成 29 年上期周知、平成 29 年にガイドライン及び Q & A に反映	消費者庁
33	アウトカム評価項目を疾病とする観察研究をデータとして用いる場合に認められる機能性表示の表現の明確化	アウトカム評価項目を疾病とする観察研究を届出資料として用いる場合に認められる機能性表示の表現方法について、業界団体等と検討し、結論を得る。結論については、機能性表示食品の Q & A で周知する。	平成 29 年検討・結論・措置	消費者庁
34	機能性表示食品制度における軽症者データの取扱範囲の拡大	臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に軽症者を含むデータの取扱いに関し、現在、特定保健用食品制度の試験方法として可能とされている範囲（コレステロール、中性脂肪、高血圧など）にとどまらず、アレルギー、尿酸値、認知機能等についても、機能性表示食品の届出資料としての利用を可能とすることを調査事業を通じて検討し、その結果を踏まえ、使用可能なデータの境界域を公表する。	平成 29 年度検討、平成 30 年度結論・措置	消費者庁

### ⑧ 保育所等の利用に要する就労証明書の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成	保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類（以下「就労証明書」という。）の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用の要請を行う。あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。	平成 29 年度上期検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省
36	保育所等の利用に要する就労証明書の電子入力対応様式の普及促進	保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。	平成 29 年措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省

⑨ 金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子供の受入れについての周知	<p>金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役職員以外の子供の受入れについて、法令の解釈に関し、金融機関の業界団体を通じて以下 a～c を周知する。</p> <p>a 役職員の子供の受入れ後に余剰能力がある場合に、社会貢献活動の一環として、その範囲内で役職員以外の子供の受入れを行うことは、現行制度下でも対応可能であること。</p> <p>b 余剰能力の有無は、定員対比の受入れ数だけでなく、保育所の運営体制の整備状況なども踏まえて判断されること。</p> <p>c 余剰能力の範囲内と認められる状況であり、かつ他業を営んでいると認められない状況であれば、継続して受け入れることが可能であること。</p>	平成 29 年度上期措置	金融庁

## 5. 投資等分野

### (1) 規制改革の観点と重点事項

ICTの一層の活用や事業者等の要望への幅広い対応の観点から、①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化、②官民データ活用、③IT時代の遠隔診療④IT時代の遠隔教育、⑤日影規制の見直し、⑥電波周波数の調整・共用、⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し、⑧その他について、重点的に取り組む。

### (2) 個別実施事項

#### ① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	<p>ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。</p> <p>その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。</p> <p>また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、</li> <li>・今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、</li> </ul> <p>などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。</p>	平成 29 年度検討・結論	財務省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>b 特別徴収税額通知（納税義務者用）の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>a:平成 29 年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成 29 年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	社会保険関連手続の見直し①（オンライン申請利用率の大幅な改善）	<p>a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率（平成 27 年度 9.6%）の大幅な向上に向けて、平成 32 年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。</p> <p>b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口に取りフレッツを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。</p> <p>c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。</p>	<p>a:平成 29 年上期に工程表を策定</p> <p>b:平成 29 年以降継続的に措置</p> <p>c:平成 29 年度検討・結論</p>	厚生労働省
4	社会保険関連手続の見直し②（オンライン申請の活用による手続の見直し）	<p>a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。</p> <p>b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、ユーザビリティを向上させるための施策を実施する。</p> <p>c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。</p> <p>d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。</p>	<p>a:平成 29 年度検討・結論</p> <p>b:平成 29 年措置</p> <p>c:平成 29 年度検討・結論・措置</p> <p>d:平成 29 年度検討・結論</p>	総務省 厚生労働省

② 官民データ活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	地方自治体等の保有するデータの活用	<p>a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、統合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。</p> <p>b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。</p> <p>c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。</p> <p>d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報（匿名加工情報）の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。</p>	<p>a: 意見交換の実施は平成 29 年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成 29 年度結論</p> <p>b: 立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成 29 年度結論</p> <p>c, d: 平成 29 年上期措置</p>	個人情報保護委員会 総務省
6	医学系研究における個人情報の取扱い	<p>平成 27 年に改正を行った個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の施行に伴う、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）等の見直しに当たっては、医学系研究の遂行において支障が生じないように対処する。</p> <p>また、改正個人情報保護法の施行後、医学系研究の遂行における個人情報の取扱いについて、更なる制度改善に向けた見直しを検討する。</p>	改正個人情報保護法の施行に伴う指針等の見直しは措置済み、制度改善の検討は平成 32 年度を目途に検討・結論	個人情報保護委員会 文部科学省 厚生労働省 経済産業省
7	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の円滑な施行	<p>医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）の施行に当たり、医療情報の利活用の促進、ひいては健康・医療に関する新技術・新産業の創出が促進されるよう、主務省令等を策定し、円滑に同法を施行する。その際、医療機関によるデータ提供の促進を図るための環境の整備、匿名加工医療情報作成事業の安定的な運営の担保、認定事業者によるデータ囲込みの防止などの観点から実効性のある仕組みとなるよう特に留意する。</p>	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行までに検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	不動産登記のデータ整備 (相続登記の促進)	<p>a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者とのかい離状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。</p> <p>b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。</p> <p>c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続人情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改革を含めて具体的施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a:平成 29 年度上期措置</p> <p>b:平成 29 年度措置</p> <p>c:平成 29 年度検討開始、結論を得た事項につき措置</p>	法務省
9	不動産登記情報の公開の在り方	<p>不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。</p>	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	法務省
10	不動産登記情報等の行政機関間連携	<p>a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。</p> <p>b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをよりの確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。</p>	平成 29 年度検討・結論	<p>a:法務省</p> <p>b:内閣官房</p>

### ③ IT時代の遠隔診療

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	遠隔診療の取扱いの明確化	<p>情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「離島・へき地」以外でも可能であること。</li> <li>・初診時も可能であること。</li> <li>・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。</li> <li>・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組合せが想定されること。</li> </ul>	平成29年度上期検討・結論・措置	厚生労働省
12	遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充	<p>対面診療と遠隔診療を単に比較するのではなく、より効果的・効率的な医療の提供を可能とする観点から、糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理、血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用するなど、対面とオンラインを組み合わせることで継続的な経過観察が可能になり重症化を防ぐといった例も含め、診療報酬上より適切な評価がなされるよう、遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、平成30年度診療報酬改定に向けて対応を検討し、結論を得る。</p>	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省



#### ④ IT時代の遠隔教育

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置	文部科学省
14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	文部科学省
15	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	文部科学省
16	情報セキュリティポリシーの策定	学習系システム（学習用教材等を扱うシステム）には児童生徒が自由にアクセスするなどの学校の特性を踏まえてICTを活用した教育が実施できる環境を整備する観点から、速やかに教育版の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。	平成29年度上期検討・結論・措置	文部科学省

#### ⑤ 日影規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	駅舎や線路敷沿いの車庫における日影規制の見直し	駅舎や線路敷沿いの車庫について、地方自治体による建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2に基づく日影規制の条例による規制の実態を調査し、地方自治体の条例による日影規制の運用について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
18	老朽化建築物の建替えにおける日影規制の見直し	老朽化した建物やマンションの建替えについては、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の特例許可の実態を調査し、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
19	都市再生緊急整備地域内における日影規制の見直し	都市再生特別地区の周辺地域における日影規制の実態を調査し、都市再生緊急整備地域内における日影規制の適用区域の運用について検討する。	平成29年度検討・結論	国土交通省

⑥ 電波周波数の調整・共用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し	a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。 b 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、調査方法の在り方を検討し必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論、結論を得次第順次措置	総務省
21	公共用周波数の民間開放に係る目標設定	周波数の有効利用の観点から、次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討し、結論を得る。	次期目標値見直しまでに検討・結論・措置	総務省
22	官官・官民共用化の推進	周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。	平成 29 年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、平成 32 年度結論	総務省
23	より効果的な周波数再編の促進	「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」（平成 26 年 12 月）において経済的価値も考慮した終了促進措置の改善の必要性が指摘されている点を踏まえ、周波数の効率的使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れるとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて検討する。	平成 29 年度検討・結論	総務省
24	実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討	新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点より、以下の措置を講ずる。 a 「実験試験局」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。 b 申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常の免許の取得が可能とすることについて是非を検討する。	a:平成 29 年度検討・結論・措置 b:平成 29 年度検討・結論	総務省

⑦ 次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	高圧ガス販売事業者の義務の見直し	a 水素スタンドにおける保安台帳の廃止を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 b 保安台帳の廃止に関する検討と併せて、水素スタンドにおける販売主任者の選任の合理化を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置	経済産業省
26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省 国土交通省
27	水素スタンドにおける予備品の使用	水素スタンドにおける予備品の使用について、水素スタンド向けの製品メーカーが経済産業大臣による工場の認定を受け、速やかに認定品を作成できるよう、手続マニュアル等を作成し、環境整備を行う。	平成 29 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
28	保安検査方法の緩和	水素スタンドに設置する高圧ガス施設について、事業者の負担軽減の観点から、業界団体等の保安検査方法を基に、保安検査の方法を定める告示（平成 17 年経済産業省告示第 84 号）に追加することを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 30 年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省
29	保安監督者に関する見直し	a 保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 b 水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。	a: 平成 29 年度検討開始 b: 平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第措置	経済産業省
30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法（昭和 23 年法律第 186 号）上の安全対策について検討を開始する。	高圧ガス保安法につき、平成 29 年度検討開始、消防法につき、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始	総務省 経済産業省
31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
32	一般家庭等における水素充てんの可能化	一般家庭等における水素充てんについて、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し	水素スタンドにおける締結部及び開閉部からの微量漏えいの取扱いについて、リスクを評価した上で、見直しを検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省
34	水素スタンドの充てん容器等における措置の合理化	a 水素スタンドの充てん容器等における直射日光を遮る措置について、現行の例示基準と同等の安全性を確保していると認められる措置について検討し、結論を得た上で、可能とする。 b 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）上、水素スタンドの充てん容器等について、外気温の影響で温度が 40 度を超えた場合であっても、直射日光を遮る措置を講じ通風を確保している場合には技術基準違反とはならない旨、都道府県に対し周知を行う。 c 一般高圧ガス保安規則において、水素スタンドの充てん容器等に散水する設備の設置を義務付ける技術基準は存在しない旨、都道府県に対し周知を行う。	a: 平成 29 年度検討開始、平成 30 年度に結論を得次第速やかに措置 b, c: 平成 29 年度措置	経済産業省
35	貯蔵量が 300 m <sup>3</sup> 未満で処理能力が 30 m <sup>3</sup> /日以上第 2 種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し	貯蔵量が 300 m <sup>3</sup> 未満で処理能力が 30 m <sup>3</sup> /日以上第 2 種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度上期結論・措置	経済産業省
36	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出について、円滑な対応の観点から都道府県に対し周知を行う。	平成 29 年度措置	経済産業省
37	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドに並列で配置された蒸発器の処理量の算定方法について処理量の合算はしない旨、都道府県に対し周知を行う。	平成 29 年度措置	経済産業省
38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 31 年度までにリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論	経済産業省
39	水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。	新たな判断基準が示され次第速やかに検討	経済産業省
40	設計係数 3.5 の設計に係る圧力制限の撤廃	設計係数 3.5 で設計された水素スタンド設備に係る圧力制限を撤廃した場合における安全性への影響について、事業者と協力して検討し、結論を得次第、圧力制限を撤廃する。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
41	3.5 よりも低い設計係数	水素スタンドに係る特定設備の設計係数について、米国等諸外国の事例などを踏まえ、大臣特別認可や事前評価制度等を受けなくても 3.5 よりも低い設計係数（例えば 2.4）で設計、製造を行う場合に必要の高圧ガス保安規制や技術基準について、事業者と協力して検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用	EN (European Norm) 規格について、国際的に標準化された規格である IEC (International Electrotechnical Commission) 規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、EN 規格に基づく ATEX 指令 (防爆指令) の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論・措置	厚生労働省
43	型式承認等に要する期間短縮	燃料電池自動車用高圧水素容器について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置	経済産業省
44	国連規則 (UN-R134) に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備	国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく相互認証制度を有効に活用できるよう、国内規定を整備する。	平成 29 年度措置	経済産業省
45	燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法の見直し	破碎テスト及び圧力サイクルテストの組試験に代替し得る燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
46	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し	公道走行を行わない開発中の車両に搭載する刻印なし高圧水素容器について、高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可を受けた場合の貯蔵及び移動に係る規定について明確化する。	平成 29 年度上期措置	経済産業省
47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の手続の簡素化について検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化	車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化	燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省 国土交通省
50	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し	高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維について、材料に係る規定が必要かどうか結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論	経済産業省
51	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和	a 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さを 1.25mm に限定しなくとも安全であるかどうかを検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。 b 燃料電池自動車用高圧水素容器の再検査について、許容傷深さの値以下の切傷であって繊維が露出していない場合には、傷の補修を不要としても安全上問題がないか検討し、安全である場合は、必要な措置を講ずる。	a:平成 29 年度検討・結論・措置 b:平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
52	燃料電池自動車用高圧水素容器の標章方式の緩和	国連規則（UN-R134）を踏まえ、国内において燃料電池自動車用高圧水素容器の認可を得る場合も任意の方式での標章を認める方向で検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年結論・措置	経済産業省
53	燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章の緩和	燃料電池自動車の水素充てん口付近の標章について、文字の大きさを規定する方法を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論・措置	経済産業省
54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
55	容器等製造業者登録の更新の見直し	容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の登録番号を継続する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	経済産業省
56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年までに結論	経済産業省
57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長	15 年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
58	充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容	充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。	平成 29 年度検討開始、平成 31 年度結論	経済産業省
59	充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理	事業者案を基に、充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車の廃棄方法が安全上問題ないか検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。	必要なデータ等が示された場合には、検討開始	経済産業省
61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	「⑦次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直し」の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成 29 年度に公開の場での検討を開始	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省

⑧ その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
62	LNGローリー車への充てん量上限の引上げ	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省
63	遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省
64	保安講習の受講機会の確保	高圧ガス保安協会において、できるだけ日程が重複しないように各ブロックにおける講習開催を計画するよう指導するなど、保安講習の十分な受講機会を確保する。	平成 29 年度措置	経済産業省
65	発電事業登録・特定送配電事業の届出手続の見直し	事業者の事務負担の軽減の観点から、発電事業又は特定送配電事業の届出に係る手続の見直しについて検討を開始する。	平成 29 年度検討開始	経済産業省
66	銀行グループへの I F R S の任意適用の解禁	銀行及び銀行持株会社が I F R S (International Financial Reporting Standards) を任意適用した場合の開示・報告・各種規制に係る所要の改正について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	金融庁
67	銀行単体に対する自己資本比率の開示規制の緩和	自己資本比率の開示規制については、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるという趣旨を踏まえ、バーゼル規制に係る国際合意を踏まえた改正の際に、主要項目以外の項目について銀行単体での開示を緩和する方向で検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	金融庁
68	外国口座管理機関に係る手続の負担軽減	外国口座管理機関の申請手続等について、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の整理など、手続の負担軽減を図る。	平成 29 年度措置	金融庁 法務省 財務省
69	確定給付企業年金における承認申請手続の簡素化	確定給付企業年金の規約の変更等に係る承認申請手続等について、簡素化を図る。	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省
70	県外産業廃棄物流入規制の見直し	県外産業廃棄物流入規制について流入規制を含む検討結果が取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)(平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会)を踏まえ、関係者による意見交換等の場の設定等をする。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度目途措置	環境省
71	優良認定制度の見直し	「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討する。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論	環境省
72	局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消	許可された事例の公表、汎用性のある発散防止抑制装置の普及、典型的な発散防止措置に関する審査の簡略化など、局所排気装置等を設けないことに関する所轄労働基準監督署長の許可の審査に係る期間を短縮するための方策について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	厚生労働省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
73	都市計画基礎調査の民間利用促進	都市計画基礎調査のオープン化に向けて、個人情報処理方法の明確化を含む課題の抽出及びその対応策の検討を行い、ガイドラインの作成及び地方自治体への周知を行う。	平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置	国土交通省
74	「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	国土交通省
75	電気通信工事業に関する技術検定の創設	電気通信工事業に関する技術検定の創設について検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	国土交通省
76	自家用マイクロバス貸渡しの届出に係る申請書類の削減	既に 2 年を超える期間、自家用マイクロバスの貸渡しを行っている場合において、申請者に対し必要以上の負担を課さないよう手続の簡素化を含めた対応策について検討し、結論を得次第、措置を講ずる。	平成 29 年度検討・結論・措置	国土交通省
77	風俗営業許可手続の見直し	風俗営業許可を受けたスナック、パブ等を営む個人事業主が法人化する場合の手続について、平成 28 年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、対応を検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	警察庁
78	特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求	特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成 30 年度検討・結論	法務省



## 6. その他重要課題（インバウンド支援等）

### (1) 規制改革の観点と重点事項

その他重要課題として、①ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革、②地方の需要に応える貨物運送事業規制改革、③第二種運転免許受験資格、④旅館業に関する規制の見直し、⑤地方における規制改革、⑥労働基準監督業務の民間活用等について、重点的に取り組む。

### (2) 個別実施事項

#### ① ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	ICTを活用したソフトメーターの普及に向けた環境整備	顧客ニーズに応じた柔軟な料金設定や、事業者の生産性向上に向けたイノベーションの促進を目指し、回転尺を基本とするタクシメーターに加えて、タクシー事業の運賃算出の基礎として必要十分な精度の距離情報等を導出するシステム（ソフトメーター等）の利用も可能にするため、求められる距離等の測定精度の水準や、必要な精度等を有することを担保する仕組み、技術基準等の検討を関係者間で行い、速やかに結論を得て、新しいタクシメーターの開発や普及に向けて必要な環境整備を行う。	平成29年度上期検討開始、平成30年度上期結論、平成30年度措置	国土交通省
2	ICTを活用したソフトメーターの計量法との関係の明確化	No.1による検討状況を踏まえつつ、事業者と消費者が運賃算出の基礎となる距離情報を相互に確認するために必要な技術基準等の検討を関係者間で行い、計量法（平成4年法律第51号）との関係を明確化する。	平成30年度検討開始	経済産業省
3	利用者の同意を前提とした事前確定運賃の実現	渋滞や回り道等で値段が高くなるかもしれないという不安なくタクシーを利用したいというニーズに応じたサービスが実現できるよう、配車アプリ等によりあらかじめ運行経路と運賃を利用者に提示し、これに利用者が同意することを条件に、経路を特定した個別認可を受けることなく、一定の方式により事業者が柔軟に運賃設定することを包括的に認可する仕組みについて、利用者保護を図るための措置も含めた検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	国土交通省
4	ICTを活用した運行管理の効率化に向けた環境整備	乗務記録や点呼記録等について電子データでの記録・保存が可能であることを周知するとともに、ICTを活用した新たな点呼の手法を事業者が活用できるよう検討し結論を得る。	平成29年度検討・結論・措置	国土交通省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	自家用自動車による運送	自家用自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にかからしめる理由であることを通達により明確にするとともに、登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を通達により明確化する。	平成 29 年度検討・結論	国土交通省

## ② 地方の需要に応える貨物運送事業規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	客貨混載に関する運用の見直し	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 82 条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業者による少量貨物の運送に係る規制については、貨物軽自動車運送事業者が運送できる貨物の重量を上限値として、それを超える場合は個別に判断するとしていた現在の法運用を改め、事業者が乗合バスの構造等に応じて柔軟に事業を行えるよう、一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客運送の用に供する車両を用いて貨物運送を行うことができる条件を明確化し、事業者が自ら判断できるようにする。	平成 29 年上期検討・結論・措置	国土交通省
7	貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制の見直し	輸送の安全を確実に担保しつつ地域の実情等に応じた合理的規模で事業拠点が整備できるよう、ICT の活用等により適切な運行管理が実施される等一定の条件を満たすことを前提として、人口の少ない過疎地域において、広域に事業を展開している貨物自動車運送事業者が追加で営業所を新設する場合と、中小企業等が営業所を新設する場合の両方について、営業所新設時に求める必要最低車両台数の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。	平成 29 年度検討・結論	国土交通省

③ 第二種運転免許受験資格

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	第二種運転免許受験資格	<p>第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である、少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が旅客自動車運送事業の運転手への志望をしづらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に配慮しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。</p>	<p>平成 29 年検討開始、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>警察庁</p>

④ 旅館業に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	旅館業に関する規制の見直し	<p>旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直す。少なくとも、以下の見直しを行う。</p> <p>a 客室の最低数の規制については、撤廃する。</p> <p>b 寝具の種類に関する規制については、撤廃する。</p> <p>c 客室の境の種類に関する規制については、撤廃する。</p> <p>d 採光設備の具体的な要件の規制については、建築基準法令に準じた規定に改める。</p> <p>e 照明設備の具体的な要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改める。</p> <p>f 便所の具体的な要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改める。</p> <p>g 客室の最低床面積の規制については、ベッドの有無に着目した規制に改める。</p> <p>h 入浴設備の具体的な要件の規制については、規制の緩やかな旅館の水準に統一する。また、レジオネラ症等の感染症対策及び利用者の安全等に必要な規制以外の規制は撤廃する。</p> <p>i 玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の数値による規制は撤廃する。また、ICTの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について具体的に検討した上で、ICTの活用等による適用除外を認める。</p>	旅館業法の一部を改正する法律案の成立後に検討・結論、その施行に合わせて措置	厚生労働省

⑤ 地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	地方における規制改革	<p>地方自治体における手続上の書式・様式（以下「書式等」という。）について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、</p> <p>a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、</p> <p>b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、</p> <p>を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、事業者の負担を踏まえてリストアップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策（国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等のひな形の提示、自治体側の連携による書式等のひな形の作成など）を検討し、結論を得る。その際、個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。</p>	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	規制所管府省内閣府（規制改革推進室）

⑥ 労働基準監督業務の民間活用等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	労働基準監督業務の民間活用等	<p>a 労働基準監督業務の民間活用の拡大のため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の受託者（入札により決定し、契約により、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け）が、36協定未届事業場（就業規則作成義務のある事業場、同義務のない事業場）への自主点検票等（36協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況などの点検票等）の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。</li> <li>・ 労働基準監督官は、これらに応じなかった事業場及び確認の結果問題があった事業場に、必要な監督指導を実施する。</li> </ul> <p>b 労働基準監督署における監督指導の実効性の確保・強化のため、労働基準法（昭和22年法律第49号）違反に対する抑止・是正効果を高める措置について、引き続き検討する。</p>	<p>a：36協定未届事業場であって就業規則作成義務のある事業場については平成30年度開始、平成32年度までに措置、それ以外の事業場については平成33年度以降に計画的に措置、なお、労働基準監督官による監督指導については平成30年度以降継続的に措置</p> <p>b：平成29年度以降検討</p>	厚生労働省